

第3部 事後評価の進め方

第3部 事後評価の進め方

第3部 事後評価の進め方

1. 事後評価のポイント

(1) 事後評価の時期

まちづくり交付金では、交付期間終了後の効果の持続や次のまちづくりへ展開を図るため、市町村がまちづくり目標に対する達成状況を確認したり、効果発現の要因を整理して今後のまちづくり方策（改善策を含む）を検討することとしています。

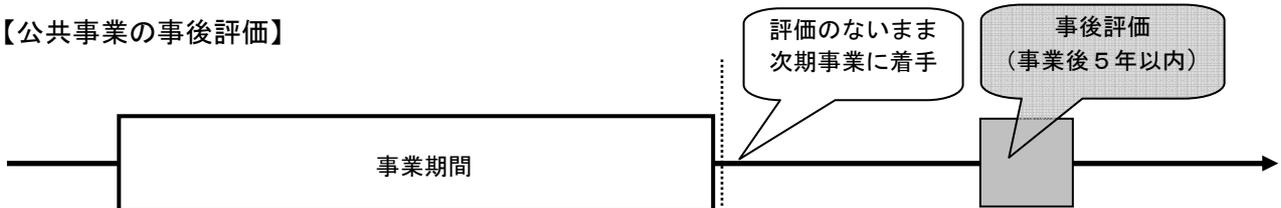
まちづくり交付金の事後評価は、交付終了年度に開始することとします。

事後評価を交付終了年度の上期から実施することにより、

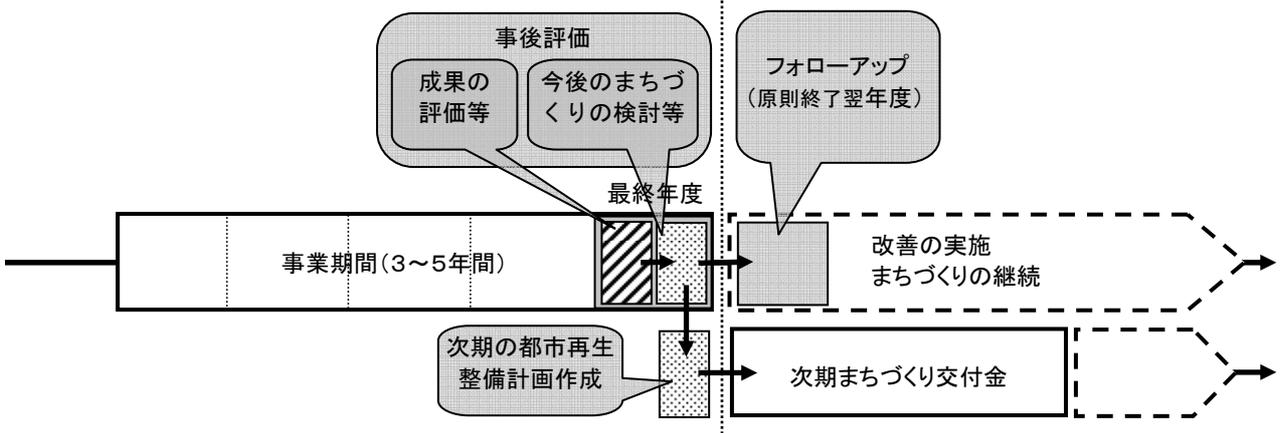
- ① 交付終了年度の下期において、改善策や今後のまちづくりの検討、次期交付金事業の計画作成等が可能となります。
- ② 事業完了後、直ちに改善策や次期まちづくり等を実施できます。

※なお、事後評価に資する事業効果の分析等の経費については、提案事業として交付対象事業に位置づけることも可能です。

【公共事業の事後評価】



【まちづくり交付金の事後評価】



■図 3-1 事後評価の時期

交付終了年度に事後評価を実施することは、まちづくり交付金の事業評価体系の根幹をなすP D C Aサイクルと大きく関連しています。すなわち、3～5年間のまちづくりの成果を評価するとともに、まちづくりの課題が解決されたか、とり残されている課題はないか、今後なにをすべきか等について検討を行い（Check）、それを踏まえて、交付終了後の効果の持続や改善策を含めたまちづくり方策

(Act)が遅滞なく実施されることを期待しています。

このように、交付期間が終了すれば当該地区のまちづくりは終了ということではなく、交付終了後も間断なくまちづくりを継続していくために、交付終了年度に事後評価を実施するものです。

(留意事項)

交付終了年度に事後評価を実施するため、評価を行う時点において未竣工の事業があったり、施設等が供用して間もないため効果が未だ発現していないことも考えられます。その場合には、評価基準日における達成見込みを推計するなどして評価を行います。

(2) 事後評価の手続き

手続きには、1) 方法書の作成、2) 事業の成果及び実施過程の検証、3) フォローアップの実施の3段階があり、1) 及び2) を交付終了年度に、また、3) を交付終了の翌年度(原則)にそれぞれ実施します。

1) 方法書の作成

- ・「事業の成果及び実施過程の検証」並びに「フォローアップ」の作業が円滑かつ確実に進められるよう、交付終了年度の初頭までに、定量的な指標の計測時期や計測方法、各種検討作業の時期や主体、検討手法等を事前に決めておき、これを「まちづくり交付金 事後評価方法書」(様式1、以下、「方法書」という)に取りまとめます。

2) 事業の成果及び実施過程の検証(事後評価シートの作成を含む)

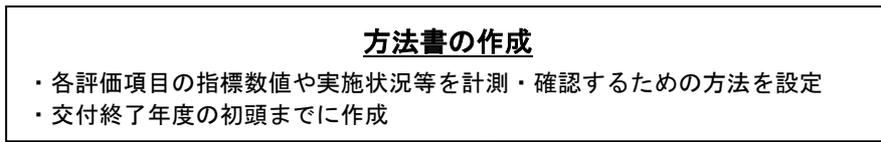
- ・まちづくり交付金の成果とそこに至るまでの実施過程等について評価するとともに、評価結果をもとに、その結果に至った原因(以下、「効果発現の要因」という)を整理し、今後の対策(以下、「今後のまちづくり方策」という)を整理します。
- ・それらを評価原案として取りまとめ住民に公表し、またさらに、まちづくり交付金評価委員会(後述)による審議を経て見直し等を行います。
- ・最終的に「まちづくり交付金 事後評価シート」(様式2)に取りまとめ、国へ提出するとともに再度住民に公表します。

3) フォローアップの実施

- ・成果の評価において数値目標の達成状況の検証に「見込み」の値を用いた場合や、都市再生整備計画に掲げたまちづくりの目標並びに数値目標を達成することができなかったために改善策を実施した場合に、適切な時期(原則、交付終了の翌年度)に改めて達成状況を確認し、評価を確定させるための「フォローアップ」を実施します。
- ・フォローアップは、これまでと同様に市町村自らがを行い、実施結果を国へ提出するとともに、適宜、住民に公表します。

■図 3-2 事後評価の手続き

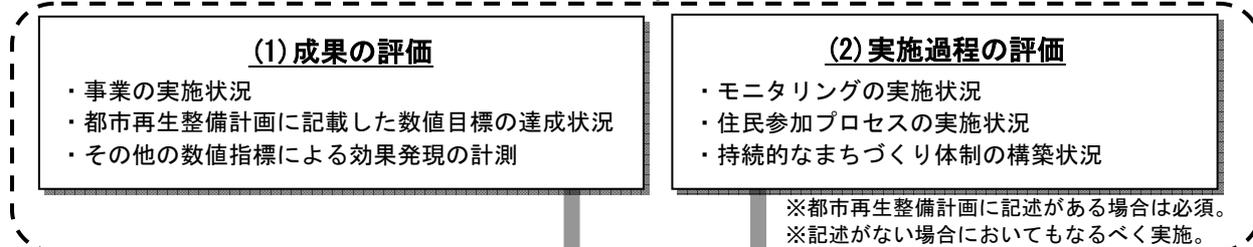
1) 方法書の作成



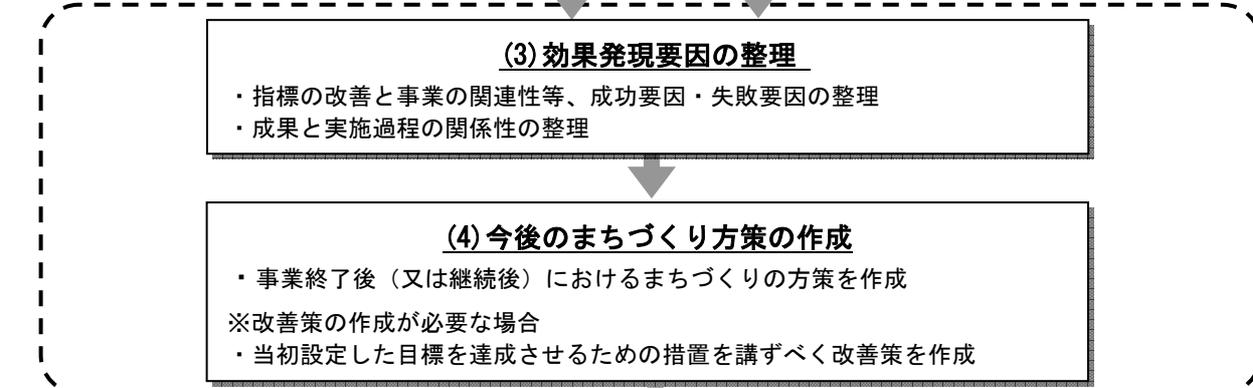
2) 事業の成果及び実施過程の検証

(事後評価シートの作成を含む)

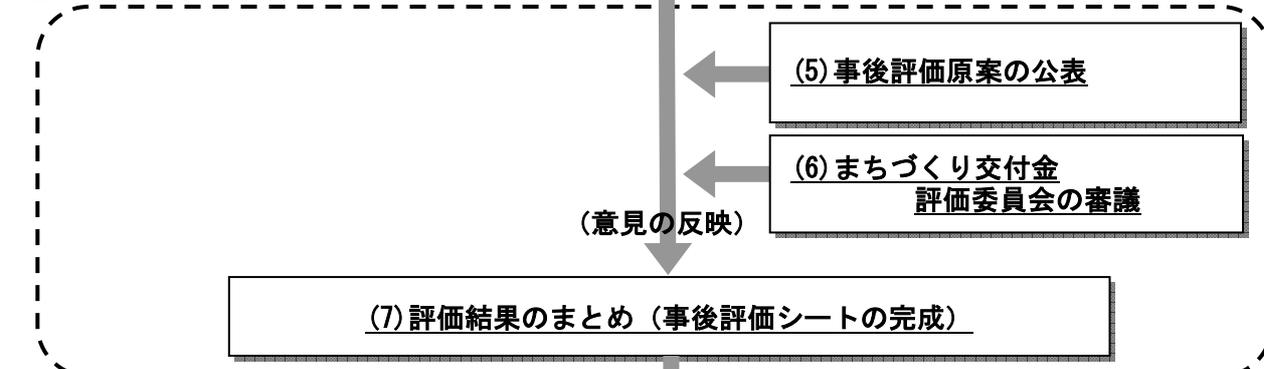
▼まちづくりの目標等の達成状況を確認



▼今後のまちづくりを検討

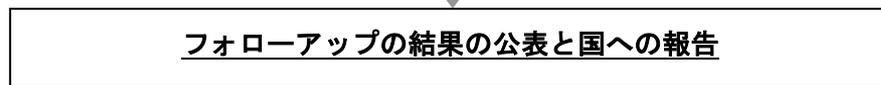
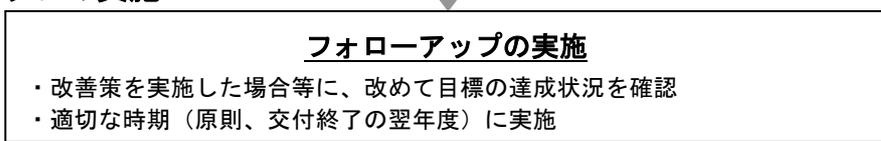


▼評価結果をチェック



(8) 評価結果の公表と国への報告

3) フォローアップの実施



■ 図 3-3 事後評価の実施フロー

【用 語】

成果の評価	事業の実施状況、都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況、その他の数値指標による効果発現状況の評価を行うこと。
事業の実施状況	まちづくり交付金による事業（基幹事業・提案事業・関連事業）の予算の執行状況や変更状況、施設の完成状況等のこと。
都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況	都市再生整備計画に記載した指標（目標を定量化する指標）について、その数値目標（目標値）が、事後評価の時点で達成されたか否かを検証すること。
その他の数値指標	交付金の効果について、都市再生整備計画に記載した数値目標とは別の定量的な指標を用いて効果の発現状況を検証する場合、その指標を「その他の数値指標」といい、効果発現状況を確認することができる。
実施過程の評価	事業の実施過程における、「モニタリングの実施状況」、「住民参加プロセスの実施状況」、「持続的なまちづくり体制の構築状況」の評価を行うこと。
効果発現要因	成果と実施過程について、それぞれの評価結果に至った要因の整理を行うこと。成功・失敗に関わらず、ブレイン・ストーミング等の手法により分析・整理を行い、「今後のまちづくり方策」作成のための基礎資料づくりや事業に関わるデータ蓄積を行う。
今後のまちづくり方策	事業の実施によって得られた効果・影響、ならびに事業実施過程を通して得られた知見を活かして、これからのまちづくりの方向性を記したもの。 なお、評価結果に応じ、改善の必要のあるものについては改善策も追加作成する。
まちづくり交付金評価委員会	事後評価の合理性・客観性を担保するため、評価結果について審議を行う第三者機関。3名以上の委員により構成。委員には必ず学識経験のある有識者を含むこととする。

2. 事後評価の内容

2-1 方法書の作成

市町村は、「事業の成果及び実施過程の検証」及び「フォローアップ」の作業が円滑かつ確実に進められるよう、交付終了年度の初頭までに方法書を作成し、国に提出します。

方法書は、各評価項目について、いつ頃、どのような作業を行うことによって評価を実施するか、その方法をあらかじめ設定する、いわば、評価の“実施計画書”です。具体的には、都市再生整備計画に記載した定量的な指標の計測時期や計測方法、各検討作業の時期や主体、検討手法等を「**様式1 まちづくり交付金 事後評価方法書**」に記入するものです。

記入方法については、「**方法書作成の手引き**」を参照して下さい。

事後評価にかかる一連の作業は、方法書に従って進めることが原則となります。

ただし、方法書作成時には予期していなかった状況の変化等により他の方法を用いることが合理的な場合には、方法書に固執することなく適切に対応することとしますが、まちづくり交付金評価委員会において、その変更の適切性等を確認する必要があります。

(留意事項)「事後評価工程表」【市町村控え】の作成

方法書の記載内容について、各手続きの予定時期が適切かどうか(予定時期が前後逆転していないか、国への事後評価シートの提出期限までに全ての手続きが終えるように予定が組まれているかどうか)等についてチェックするために、「**事後評価工程表**」【市町村控え】がありますので、適宜、活用して下さい。事後評価の工程管理用としても、適宜、活用して下さい

2-2 事業の成果及び実施過程の検証（事後評価シートの作成を含む）

以下に従って評価及び検討を行い、その結果を「様式2 まちづくり交付金 事後評価シート」に記入して下さい。なお、記入方法については、「事後評価シート作成の手引き」を参照して下さい。

（1）成果の評価

交付期間が終了した時点で交付金の効果がどの程度表れているのかを把握して、市町村が都市再生整備計画において住民に公約したまちづくりの目標について達成状況を検証します。

①都市再生整備計画に記載した目標の変更の有無

都市再生整備計画に記載した目標（目標、目標を定量化する指標、目標値等）を当初計画から変更したかどうかを確認します。

②都市再生整備計画に記載した事業の実施状況（完成状況）

都市再生整備計画に記載した事業（交付対象事業・関連事業）の実施状況を確認します（予算の執行状況や変更状況、施設の完成状況等）。

ア）交付対象事業の実施状況

交付対象事業が、事後評価の時点で都市再生整備計画（最終変更計画）どおりに実施されたか（あるいは、交付終了年度末までに実施される見込みか）、また、事業費等が当初計画からどの程度変更されたかを確認します。

イ）関連事業の実施状況

都市再生整備計画の目標の達成状況を確認する上では、関連事業の実施状況についても確認が必要です。関連事業が事後評価の時点で都市再生整備計画（最終変更計画）どおりに実施された（又は実施される見込み）かどうかを確認します。

③都市再生整備計画変更の理由・指標への影響

事業費の大幅な増減や事業の中止または新規追加によって、当初期待していた成果が見込めなくなったり、目標と事業との間に不整合が生じることが考えられます。

このような場合には、都市再生整備計画の変更理由、及び、その変更がどのような影響を与えたかを確認します。具体的には、変更が行われた事業名、変更の概要、まちづくり目標、目標を定量化する指標、数値目標等への影響を検証します。

（留意事項）事業費の削減や事業が中止等の場合

市町村合併や財政事情等の理由により、事業費の削減や事業が中止となることが考えられます。また、事業進捗の遅延等により交付対象事業が計画通りに実施できなくなることも考えられます。

このような場合には必ず、目標を定量化する指標や数値目標への影響について確認して下さい。必要に応じて早い段階でモニタリング等を実施し、住民への公表等を経て都市再生整備計画を見直す等の判断をされることを推奨します。

④都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況

都市再生整備計画に記載した目標を定量化する指標について、数値目標が達成できたか否かを検証します。事後評価の中でもっとも重要な部分です。

ア) データの計測時期

目標を定量化する指標ごとにデータの計測を行います。できる限り最新データが取得できる適切な時期に計測を行うこととします。ただし、その後の事後評価の手順及びそれに要する期間等を考慮すると、目安としては遅くとも8～9月初め頃までには計測し終えていることが望まれます。

イ) データの計測方法

都市再生整備計画に記載された「従前値」の求め方と同様の方法で計測することを原則とします。なお、計測方法はあらかじめ方法書に記載するので、方法書作成時には計測方法が検討されていることとなります。

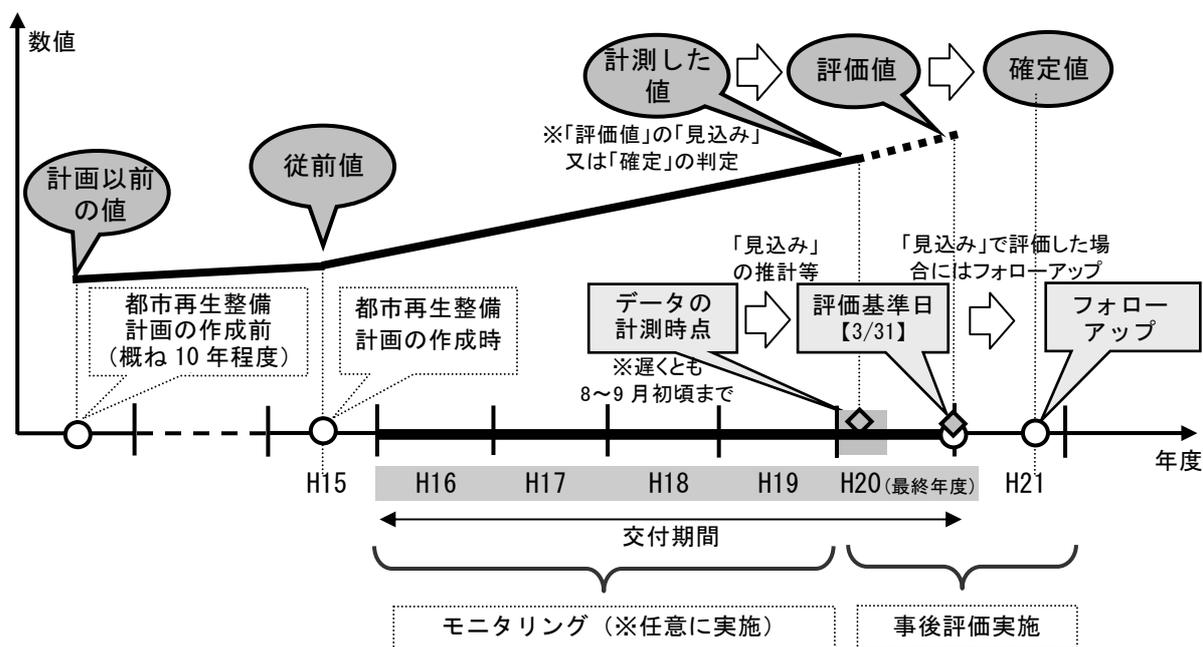
やむを得ず、従前値と同様の計測方法を採用できない場合や方法書の記載と異なる手法で計測せざるを得ない場合には、適切と判断できる別の手法により計測することができますが、その場合には、まちづくり交付金評価委員会に報告することとします。

ウ) 評価値の考え方

数値目標を達成したかどうかは、評価基準日（交付終了年度の最終日）における値を「評価値」とし、これによって評価します。

しかしながら、計測時期の目安として遅くとも8～9月初め頃までとしているため、多くの場合は、計測時点でのデータと過去の実績のデータ等を参考して、評価基準日における「見込み」の値を推計し、それを暫定的に「評価値」として代用します。

また、「見込み」の値を用いて評価を行った指標については、原則、交付終了の翌年度にフォローアップを行うことにより、評価基準日における「評価値」を「確定値」として求め直し、それをもって再度、数値目標が達成されたか否かを検証します。



■図 3-4 評価に用いる値の概念の整理（交付期間を平成16～20年度とした場合）

(参考) 見込みの評価値と確定の判別

計測結果をもとに見込みの「評価値」を推計し評価を行い、原則翌年度にフォローアップを要するか、または、計測した値をそのまま「評価値」＝「確定値」として評価を確定させてよいかの判定は、次の考え方を参考にして下さい。

i) 「効果発現要因の整理」の予定時期まで事業が竣工している場合

遅くとも8～9月初め頃までに計測を行う。

▼評価基準日以降に、評価基準日における最新の値が計測できる指標

例：毎月最新の数値が出る指標、次年度の統計書で評価基準日における数値を確定できる指標：住民基本台帳人口、施設利用者数、観光入込み客数 等

- ・ 計測した値や過去の実績等をもとに評価基準日における「見込み」を推計して「評価値」とします。
- ・ 原則、交付終了の翌年度にフォローアップを行い、「確定値」を求めて下さい。

▼評価基準日においても、計測した値は変わらない可能性の低い指標

例：年1度の祭り等の客数、満足度等のアンケート調査、最悪の条件下で行われた計測（例えば、平日雨天時のピーク時における交通混雑調査） 等

- ・ 計測結果は「評価値」であり「確定値」と考えてよい。（フォローアップは不要）

ii) 「効果発現要因の整理」の予定時期まで事業が未竣工で計測不能の場合

- ・ 類似施設の実績を根拠に当該施設の利用見込みを推計するなど、可能な限り定量的な推計を行って下さい。また、受益者と目される住民等に対するヒアリング等、定性的なデータから見込みを類推することも考えられます。いずれにしても、何らかの根拠をもって目標達成度の見込みについて必ず検討して下さい。
- ・ その評価の理由を明示し、まちづくり交付金評価委員会の意見を聞いて下さい。
- ・ 原則、交付終了の翌年度にフォローアップを行い、「確定値」を求めて下さい。

エ) 目標達成度の考え方

評価にあたっては、数値目標が低かったのが易々と達成できたという見方もあれば、数値目標を高く設定してしまったために、努力したのにもかかわらず達成できなかったという見方もあります。

3～5年間の交付期間における指標の変化だけではなく、都市再生整備計画の作成以前（概ね10年程度以前）からの経年変化も見ながら、交付期間中のまちづくりの努力や、そもそも数値目標が妥当であったのかどうかという視点も含めて目標達成度を評価することを推奨します。また、目標達成度の評価について、まちづくり交付金評価委員会の意見を聴くことを推奨します。

なお、数値目標を達成していない場合でも、合理的な理由により交付終了後1年以内に達成が確実と見込まれる場合は「達成見込み」と判断することができます。ただし、その判断が適切かどうかについては、まちづくり交付金評価委員会の意見を聴くこととします。（翌年度にフォローアップを行い、「確定値」を求めて下さい。）

⑤その他の数値指標（当初設定した数値目標以外の指標）による効果発現の計測

都市再生整備計画で当初設定した指標以外においても、まちづくり交付金の事業により、予期していなかった効果が出ている可能性があります。まちづくり交付金の効果をよりの確に把握するには、このような指標も収集しておくことが有益です。

そこで、都市再生整備計画に記載していなくとも、効果があったと思われる定量的な指標については市町村が任意に追加して、効果の発現状況を検証することができます。（これを「その他の数値指標」と言います。）

（留意事項）

「その他の数値指標」は、方法書に記載の有無にかかわらず、市町村が任意に追加して評価を行うことができます。

まちづくり交付金の波及効果であると認められるならば、都市再生整備計画に記載した指標とは全く関連性のない指標を「その他の数値指標」として追加して、当初は予期していなかった効果を説明することができます。

また、都市再生整備計画に記載した指標と関連性の強い指標を「その他の数値指標」として追加することにより、都市再生整備計画に記載した指標に関する効果を補完して説明することができます。

（参考）定性的な効果発現の評価

都市再生整備計画に記載した数値目標、あるいは、「その他の数値指標」を用いて事業効果の発現状況を検証するほかに、例えば、

- ・ 行政や住民のまちづくりに対する意欲が向上した
- ・ 行政と住民との間の信頼関係ができた
- ・ まちづくりに参加する住民が増えた
- ・ 住民が自主的に公共施設等の管理を始めた

など、定量的に表すことができない定性的な評価ができる場合には、それらを参考情報として記述することができます。

（２）実施過程の評価

都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況や計画に位置づけた事業が実施できたかどうか、という結果を評価するだけでなく、その結果に至るまでの実施過程を検証することも非常に重要です。

例えば、交付期間中にモニタリングを実施することは中間段階での進捗状況を確認することができ、適切な事業の執行と管理に役立ちますし、住民参加の実施やまちづくり体制を構築することは、事業完了後の継続的なまちづくりの土台となります。

そこで、都市再生整備計画に「モニタリングの実施」、「住民参加プロセスの実施」、「持続的なまちづくり体制の構築」に関して記述した場合は、これらの状況や結果についても評価します。都市再生整備計画にあらかじめ記述がない場合でも、実際に上記の事項を実施した場合には評価対象として記入できることとします。

これらの記入は、次の段階の「（３）効果発現要因の整理」や「（４）今後のまちづくり方策」の

検討にあたり重要な検討材料となります。

(3) 効果発現要因の整理

まちづくり交付金では、効果をあげた成功要因については今後のまちづくりに活かし、十分な成果が出ていない場合にはその原因を究明して改善につなげることを重要視しています。そのため、成果（数値目標の達成／未達成）の評価で終わらずに、その成果に至るまでのプロセスや原因等を総合的に分析する効果発現要因の整理を行います。

①各指標の効果発現要因の整理

どの事業を実施したことが指標の改善に大きく貢献したのか、指標の改善と事業との関連性を確認して下さい。特に、まちづくり交付金では、複数の事業の組み合わせによる相乗効果の発揮を狙いの一つとしていますので、指標の改善に貢献した事業の組み合わせやハード事業とソフト事業の連携などの視点で整理して下さい。

一方、結果が良くなかった指標については、その要因の分析や反省点など、今後の改善につながる検討を行って下さい。

②成果と実施過程の関係性の整理

事業の組み合わせによる効果発現の分析と併せて、事業の実施過程も再確認し、モニタリングや住民参加の実施、持続的なまちづくり体制の構築が、成果にどのような影響を与えたのかについても整理して下さい。

③検討体制

上記の効果発現要因の整理にあたっては、事業担当課のみでの検討ではなく、庁内関係各課の参画を必須とします。また、必要に応じて外部の有識者（学識経験者、まちづくり専門家等）の参画を求め、総合的かつ専門的な知見をもって検討されることが望まれます。

望ましい検討体制や検討内容等については、《事後：参考1》を参照して下さい。

(3) 今後のまちづくり方策の作成

まちづくり交付金の効果の持続を図るため、交付終了後におけるまちづくり方策についても検討し、実施を図ることが事後評価の特徴のひとつです。従って、「今後のまちづくり方策」は、成果の良否を問わず必ず作成するものです。

今後のまちづくり方策は、P D C AサイクルにおけるA（Act＝改善）でもあり、交付終了後のまちづくりの基本的な考え方を検討するP（Plan＝計画）でもあります。交付金の効果を交付終了後も持続・活用するために何をなすべきか検討する視点のほかに、達成できなかった目標ややり残した課題について、必要な措置を講ずる改善の視点も含めて検討する必要があります。

①まちの課題の変化

まちづくり交付金を活用するきっかけとなった当該地区のまちの課題について、事業を実施したことで解決できたのか、未解決の残された課題はないか、また、まちの変化に伴い発生した新たな課題はないか等について検証します。

②今後のまちづくり方策

今後のまちづくり方策は、これまでに整理した「(1) 成果の評価」「(2) 実施過程の検証」「(3) 効果発現要因の整理」の結果を踏まえ、今後必要となるまちづくりの方針やとるべき施策・事業等について幅広く検討します。

「(3) 効果発現要因の整理」は、個々の指標の成果に着目して要因整理を行うのに対し、「(4) 今後のまちづくり方策」では、まちづくり交付金の事業全体を俯瞰して、まちに及ぼした効果の持続・活用、未解決の課題の改善のあり方等を検討するものです。

従って、個々の指標が目標を達成したかどうかにかかわらず、そもそも交付金を活用するきっかけとなったまちの課題まで立ち返って課題解決の状況やまちの変化を確認したり、計画そのものが課題解決に有効であったかどうか等の検証も含め、さらに、これまでの評価結果（実施過程の評価や効果発現要因の整理）も踏まえて、総合的な視野をもって今後のまちづくり方策を検討します。

(留意事項) フォローアップ計画の作成

数値目標の達成状況について「見込み」の値で評価した指標や交付期間終了後1年以内に達成見込み「あり」とした指標については、フォローアップにより「確定値」を計測する必要があります。また、数値目標を達成していない指標については、今後のまちづくり方策の一環として改善策を検討しますが、改善策はフォローアップとして実施します。

そこで、今後のまちづくり方策には、これらのフォローアップ計画も含まれます。後述の「2-3 フォローアップの実施」を参照して下さい。

なお、当該地区において引き続きまちづくり交付金を活用しようとする際には、今後のまちづくり方策とフォローアップ計画及び次期都市再生整備計画との間で整合が図られる必要があります。

③まちづくり経験の次期計画や他地区への活かし方用

まちづくり交付金による経験を、当該地区における次期計画や他地区におけるまちづくり（施策及び事業等）に活用することが重要です。今後、まちづくりを行う地区に対する申し送り事項として、うまくできた経験、うまくいかなかった経験を整理し、どのように活用することが望ましいのか整理します。

④検討体制

今後のまちづくり方策の検討にあたっては、効果発現の要因整理と同様に、事業担当課のみでの検討ではなく、庁内関係各課の参画を必須とし、必要に応じて外部の有識者（学識経験者、まちづくり専門家等）の参画を求め、総合的かつ専門的な知見をもって検討されることが望まれます。

望ましい検討体制や検討内容等については、《事後：参考1》を参照して下さい。

(5) 事後評価原案の公表

以上までの事後評価の手続きを終えると、「様式2 まちづくり交付金 事後評価シート」の大部分を記入することができます。これまでの手続きにおける検討結果をまとめて「事後評価原案」として作成し、これを公表します。

まちづくり交付金の事後評価では、事業と評価を連動させるPDCAサイクルの考え方を採用しているとともに、「わかりやすさ」として情報公開・透明性を重視しています。そこで、事後評価の成案となる前段階の「事後評価原案」を公表することを必須とします。

公表の際には未だ事業期間中であるため、効果の発現については「見込み」で評価せざるを得ない指標があることも考えられますが、行政サービスの顧客は納税者である市民であることを考えれば、見込みも含めてこの段階での検討結果を公表した上で、寄せられた意見等をその後の事後評価に反映させることを目的としています。

公表すべき資料、公表方法、公表期間等については、《事後：参考2》を参照して下さい。

(参考) その他の機会における有識者の意見聴取（実施は任意）

「(3) 効果発現要因の整理」や「(4) 今後のまちづくり方策」の検討内容が不足していると思われる場合や、事後評価原案の公表と並行して外部の有識者からも意見聴取する場合、その他、市町村が自ら必要と判断した場合などには、任意に有識者から意見を収集・整理して下さい。

特に、「(3) 効果発現要因の整理」や「(4) 今後のまちづくり方策」の検討に外部の有識者が参画していなかった場合には、有識者の意見聴取を別途の機会を行うことを推奨します。

(6) まちづくり交付金評価委員会の審議

市町村は、事後評価結果の合理性・客観性を担保するため、第三者によって構成される「まちづくり交付金評価委員会」の審議を経ることを必須とします。

まちづくり交付金における事後評価の主体は市町村であり、評価作業の具体的な進め方や目標が達成されたか否かの判断、今後のまちづくり方策や改善策の必要性など、事後評価の手続きの大部分が市町村の自主的な運営と判断に委ねられています。従って、事後評価結果の合理性・客観性の担保については、市町村が自ら取り組んでいただく必要があります。(それゆえ、市町村の判断を総合的かつ専門的な知見から補強するために、評価の各段階での有識者の参画や意見聴取を推奨し、また、情報公開として評価原案の公表を義務づけています。)

そこで、「まちづくり交付金評価委員会」は、市町村による事後評価等が適切に遂行されたことを中立・公平な立場で確認していただき意見を求めること、及び、今後のまちづくり方策等について意見を求めることを目的としています。

まちづくり交付金評価委員会は、国が支援する市町村の公共事業にかかる事後評価委員会ですので、下表に示す要件等に従って設置、運営して下さい。

まちづくり交付金評価委員会にかかる注意事項については、《事後：参考3》に示しますので参照して下さい。

■表 3-3 まちづくり交付金評価委員会の要件等

根 拠	まちづくり交付金事後評価実施要領 第5
目 的	<p>i) 事後評価の手続き及び都市再整備計画の目標の達成状況の確認等の結果について、その妥当性を審議し、不適切な点または改善すべき点があると認めた場合は、意見の具申を行う。</p> <p>ii) 今後のまちづくり等の内容の妥当性について審議し、不適切な点または改善すべき点があると認めた場合は、意見の具申を行う。</p>
委員構成	<p>3名以上の委員により構成すること。</p> <p>委員には、必ず学識経験のある有識者を含めること。</p> <p>※委員の定義の詳細について、《事後：参考3》を参照して下さい。</p> <p>※委員構成の条件に合致するならば、市町村が設置している事業評価監視委員会等の既存機関をまちづくり交付金評価委員会と位置づけることができます。詳しくは《事後：参考3》を参照して下さい。</p>
主な 審議事項	<p>まちづくり交付金評価委員会は、その目的を達成するために次の事項について審議することとします。</p> <p>i) 事後評価制度の概要説明</p> <p>ii) 当該地区におけるまちづくりの経緯説明</p> <p>iii) 事後評価手続き等にかかる審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書について ・成果の評価について ・実施過程の評価について ・効果発現要因の整理について ・事後評価原案の公表について <p>iv) 今後のまちづくりについて審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後のまちづくり方策について ・フォローアップ計画について <p>v) 評価委員会後のスケジュール</p> <p>※具体的には「まちづくり交付金評価委員会 審議事項チェックシート」【市町村手持ち】を活用して下さい。詳しくは《事後：参考3》を参照して下さい。</p>
開催回数	<p>1回の開催は必須です。</p> <p>市町村の任意で複数回開催することもできます。</p>

(7) 評価結果のまとめ（事後評価シートの完成）

事後評価原案の公表及びまちづくり交付金評価委員会の審議、有識者の意見聴取（必要に応じて実施）等により寄せられた意見等を適宜、評価に反映させて、「様式2 まちづくり交付金 事後評価シート」（添付様式も含む）を完成させます。

(8) 評価結果の公表と国への報告

「まちづくり交付金交付要綱 第8 都市再生整備計画の事後評価」では、『市町村は交付期間の終了時に、都市再生整備計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、国土交通大臣にこれを報告しなければならない』と定められています。

①評価結果の公表

住民に対する説明責任を果たすという意味でも、取りまとめた評価結果は公表することとします。評価結果を公表する際には、「事後評価原案」の公表と同様に住民にわかりやすいように工夫して下さい。

公表すべき資料、公表方法、公表期間等については、《事後：参考2》を参照して下さい。

②国への報告

国は市町村が行った事後評価の結果を確認し、必要に応じて助言を行います。

2-3 フォローアップの実施

フォローアップは、次の場合に実施します。

- 数値目標の達成状況を「見込み」で評価を実施した指標について、「確定値」を計測する場合
- 交付終了後1年以内に達成見込み「あり」とした指標について、「確定値」を計測する場合
- 今後のまちづくり方策において「改善策」を必要とする場合

(1) フォローアップの実施時期

フォローアップは、交付終了後、目標を定量化する指標について「確定値」を計測できる適切な時期に実施して下さい。原則として交付終了の翌年度に実施することとします。

(2) フォローアップ計画と実施内容

フォローアップによって、目標を定量化する指標の「確定値」や改善策実施後の値を計測し、改めて達成状況を確認することで評価を確定させます。

フォローアップ計画は、事後評価の「(4) 今後のまちづくり方策の作成」に含まれるもので、事後評価時にあわせて検討し、事後評価シートに記入します。フォローアップの実施は、このフォローアップ計画に従うことを原則とします。

事後評価で用いた「見込み」の値と、フォローアップによって計測された「確定値」との間に大きな差異がある場合や、改善策を実施しても目標が達成できなかった場合には、「今後のまちづくり方策」や「改善策」を再検証して下さい。

(3) フォローアップの公表と国への報告

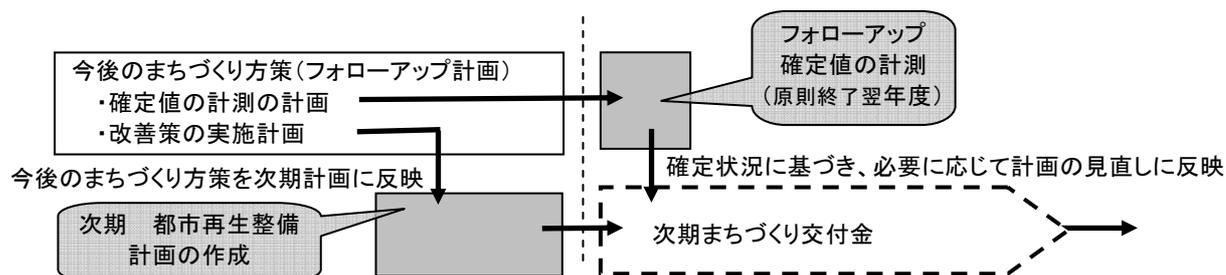
フォローアップの結果は、「様式4 まちづくり交付金 フォローアップ報告書」に記入して、適宜、公表するとともに、国に提出して下さい。

公表方法は、評価結果の公表方法に準じて下さい。

(4) 次期交付金事業を行う場合の今後のまちづくり方策とフォローアップとの関係

事後評価を実施する地区において、引き続きまちづくり交付金を活用する場合には、次期のまちづくり交付金事業は、「今後のまちづくり方策」及び「フォローアップ計画」と整合が取られていなければなりません。

すなわち、目標を定量化する指標について「確定値」をフォローアップで計測しますが、その結果によっては、次期の都市再生整備計画を適切に見直して下さい。改善策の実施については、次期の都市再生整備計画に具体的に含まれることにより、次期事業において確実に改善させます。



■図 3-4 次期交付金事業を行う場合の今後のまちづくり方策とフォローアップとの関係

《事後：参考1》 効果発現要因の整理、今後のまちづくり方策の作成について

(1) 庁内関係各課等の参画の必要性

まちづくり交付金は、まちづくりの課題を抱えた地区に対して、課題解決のために必要な事業を位置づけることができますが、そもそも、まちづくりの課題は都市計画や都市整備の分野のみならず、庁内の様々な部局が所管する施策に関係します。

例えば、中心市街地活性化タイプの交付金事業の場合、商店街活性化のみならず、人口空洞化や高齢化等の住宅政策・福祉政策、歴史・文化の活用等の文化振興政策、公共交通機関等の交通政策、公共施設の再配置など様々な分野に課題が関連しています。

まちづくり交付金は、都市再生整備計画により一括採択することで課題のある地区に集中的に投資でき、かつ、複数の事業による相乗効果の発揮が期待されること、特にハードとソフトの連携や提案事業に代表される地区の創意工夫等を期待しています。

ゆえに、「効果発現要因の整理」や「今後のまちづくり方策」については、まちづくり交付金の担当課だけではなく、関連する庁内関係各課や外部の有識者の参画を得て、多様な角度から分析・検討することが必要です。

(2) 検討体制の例

「効果発現要因の整理」、「今後のまちづくり方策」とともに、庁内の関係各課の参画による検討を必須とします。

次のような検討体制で実施することが考えられますが、ここに示すのはあくまでも一例ですので、評価対象地区の地区特性や事業規模等を考慮して、市町村が合理的と判断される範囲で人選を行って下さい。

■表 検討体制の例

分野		委員
庁内関係課 (必須)		企画調整課、都市計画課、公園緑地課、建築住宅課、道路整備課、高齢福祉課、文化振興課、中心市街地活性化室、教育委員会、〇〇区役所まちづくり課（※政令指定都市の場合）等
外部有識者	学識者	〇〇大学工学部 教授（市都市計画審議会会長） 〇〇大学工学部 教授（まちづくり一般） 〇〇高校社会科教諭（地域の歴史文化に精通）等
	協力機関	社会福祉協議会、商店街振興組合 等
	地元地区	NPO 法人〇〇〇〇、〇〇地区まちづくり協議会、〇〇地区自治会 等
事務局		都市整備課（=担当課）

(留意事項) 外部有識者の参画

学部有識者の参画は市町村の任意ですが、参画を求める場合には、地元関係者から率直な意見を聞いたり、専門家から各地の事例等をもとにまちづくりの効果や今後のまちづくりの方向性、新たな課題等を示唆していただくことも考えられますので、次のような幅広い分野

から人選することを推奨します

- ・ 大学や高等専門学校等の教員、建築士、技術士等、都市計画やまちづくり一般について、相当専門的な知見を有する者。
- ・ 交付金事業の推進にかかわった地元関係者や当該地区のまちづくりに精通している者。
(商工会議所、社会福祉協議会、青年会議所、まちづくりにかかる NPO 法人・市民団体、まちづくり協議会、自治会長等)
- ・ 新聞論説委員、シンクタンク研究員、国や都道府県職員等、全国各地のまちづくり事例等について幅広い知見を有する者。

また、「効果発現要因の整理」や「今後のまちづくり方策」にかかる検討の場以外の機会において、市町村が任意に外部有識者に対し個別に意見や助言を求めることについては、必要に応じて任意に実施して下さい。

(3) 検討内容や意見聴取の論点

「効果発現要因の整理」や「今後のまちづくり方策」の検討、任意の意見聴取等を実施するにあたっては、次のような検討の論点を示した資料や、事業地区にかかる地図や写真の添付、事業効果を示すグラフやデータ等を準備すると、議論や意見聴取が円滑に進むものと思われま

す。ここに示すのはあくまでも一例ですので、評価対象地区の地区特性や事業規模等を考慮して、検討を行って下さい。

①効果発現要因の整理に関する検討事項の例

ア) 成果の評価について
<ul style="list-style-type: none">・ 都市再生整備計画に掲げた指標の数値目標と成果の評価はどうか。・ 定量的には表現できない定性的な効果はないか。・ その他、計画当初は想定していなかった良好な効果があったか。
イ) 実施過程の検証について
<ul style="list-style-type: none">・ モニタリングを実施したことが、事業の推進にどう寄与したか。・ 住民参加プロセスが、事業の推進にどう寄与したか。・ 持続的なまちづくり体制の構築が、事業の推進にどう寄与したか。
ウ) 効果発現要因の整理について
<ul style="list-style-type: none">・ 各指標で改善が図られているか。その成功要因は何か。・ 各指標で改善がうまくいかなかったところがあるか。そのうまくいかない要因は何か。・ どの事業とどの事業の組み合わせを行ったことが指標の改善につながっているか。・ 当初期待したような、まちづくりへの良い効果が得られているか。 <p>【例】 →交流施設は期待どおりに利用されているか。 →中心市街地の人の回遊性は向上したか。 →バリアフリーの環境整備によって高齢者や障害者が利用しやすくなったか。</p>

②今後のまちづくり方策の作成に関する検討事項の例

ア) 今後のまちづくり方策の検討について
<ul style="list-style-type: none">・ まちの課題が事業によって解決したか。やり残した課題はないか。 【例】 →中心市街地の交流人口を増加させる意味では、交流施設の整備は効果があったが、施設に来館した市民をどのように商店街に回遊させるか。 →中心市街地におけるイベント等の充実に向けて具体的な改善策はあるか。 →〇〇駅の乗降客数が増えたことはよいが、周辺施設のバリアフリー化が遅れているのではないか。・ まちづくりの効果を今後とも持続させるには何をすべきか。・ 事業を行ったことによって発生した新たな課題はないか。 【例】 →観光客が増加したことはよいが、災害時に観光客の安全をどう確保すべきか。 →車道を狭くして歩道を広げたのはよいが、違法駐車のために自動車が通りにくくなり、渋滞が発生するようになった。・ まちづくりの成果の他地区への活用は見られないか。 【例】 →当該地区の事業に触発されて、住民のまちづくりへの参加意識が高まったり、まちづくり組織が設立されるなど、活性化を図ろうとする地区があるか。
イ) 目標が達成できなかった指標について改善策について
<ul style="list-style-type: none">・ どのような改善策を講じることが相応しいか。

③資料準備の例

<ul style="list-style-type: none">・ 都市再生整備計画にかかげた、まちづくりの目標や指標、指標の数値目標・ 事業地区にかかる地図、事業内容や事業箇所・ 完成イメージパース、事業前後・事業中の状況（まちの変化の様子）のわかる写真・ 指標の推移を示すグラフやデータ（交付期間中のデータだけでなく、都市再生整備計画の作成以前からのデータ（概ね過去5年程度前）も含めることが望ましい） 等
--

《事後：参考2》 事後評価原案の公表、事後評価結果の公表について

(1) 公表すべき資料

「事後評価原案の公表」、「事後評価結果の公表」とともに、公表する資料は市町村の任意ですが、最低限、次の2点の資料を作成し、公表して下さい。

- ・ 「様式2 まちづくり交付金 事後評価シート」のうち、総括的な記載を行う様式2-1及び2-2の作成原案、又はそれと同等の内容が記載された資料
- ・ 今後のスケジュール（まちづくり交付金評価委員会の予定、評価結果のまとめ及び公表並びに国への報告の予定、フォローアップの予定等のうち該当するもの）について記載した資料

なお、単に上記資料を掲載するだけではなく、補足資料として、地区の地図やイメージ絵、写真の添付、事業効果を示すグラフや解説、このような評価に至った理由の解説なども添えて、住民にわかりやすく公表することが重要です。

(2) 公表方法

「事後評価原案の公表」、「事後評価結果の公表」とともに、公表方法は市町村の任意ですが、住民の目に触れやすい方法で公表することが望まれます。例えば、広報やウェブサイトへの掲載等の方法が考えられます。

なお、ウェブサイトを活用する場合には、インターネットを使用できる市民しか閲覧できないことに留意して下さい。広報と併用するなどの配慮が望まれます。また、トップページから公表ページへ直接リンクを張る等、公表ページが容易に見つかるように工夫して下さい。

住民が容易に意見を述べることができるよう、意見の送付先を必ず明示して下さい。寄せられた意見等については、まちづくり交付金評価委員会に報告するものとします。

また、公表を兼ねて住民説明会やシンポジウムを開催するなど住民参加の試みや、パンフレット等の作成を行い住民の関心を高めることも考えられます

(3) 公表期間

①「事後評価原案の公表」の場合

公表期間は市町村の任意としますが、十分な期間をとるようにして下さい。

②「事後評価結果の公表」の場合

公表期間は1年以上とします。まちづくりの記録として永久的にウェブサイトへ掲載することも考えられます。ただし、フォローアップを実施している場合には、フォローアップを終了するまでは公表するものとし、フォローアップ実施後は、フォローアップ結果の公表のために公表期間を適宜、延長して下さい。

また、市町村は、国や住民等から求めがあった場合に備えて、事後評価シートの閲覧が可能である状態を保っておかなければなりません。

文書保存や情報公開に関する対応については、それぞれの市町村の規程に従って下さい。

《事後：参考3》 まちづくり交付金評価委員会について

(1) まちづくり交付金評価委員会の委員要件

まちづくり交付金評価委員会は、次のような委員で構成することとします。

■表 まちづくり交付金評価委員会の委員要件

要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3名以上の委員により構成すること。 ・ 委員には、必ず学識経験のある有識者を含めること。
学識経験のある有識者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「学識経験のある有識者」とは、原則、大学や高等専門学校等の教員とします。
その他の委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「学識経験のある有識者」のほか、建築士、技術士、まちづくりにかかる審議会等の委員を務める者、議会議員など、まちづくりや行政運営等について相当の知見を有する者を委員とすることも考えられます。 <p>※大学教員等の学識経験者の参画が特に困難な場合、上記のまちづくりや行政運営等について相当の知見を有する者が参画していることによって、「まちづくり交付金評価委員会」の第三者としての審議と必要な意見を市町村に具申する役割が確保されますが、特にやむを得ない地域事情（例えば、離島や大学等の所在地から公共交通機関が極端に不便な地域等）の場合に限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価対象地区の地区特性や事業特性を考慮して、商工会議所、青年会議所、まちづくりにかかる NPO 法人・市民団体、自治会長など、関係機関や地元関係者の代表を必要に応じて委員に加えることも考えられます。 ・ 当該市町村職員（特に幹部職員）を委員とすることは「まちづくり交付金評価委員会」の中立性・客観性を損なう可能性があるため必要最小限に限ります。市町村職員は委員会の事務局側として参画することが望まれます。
既存機関の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「まちづくり交付金評価委員会」を独自に設置することを推奨しますが、次のような市町村が設置している既存機関における委員を「まちづくり交付金評価委員会」の委員とすることも考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業評価監視委員会 ・ 都市計画審議会 ・ その他の行政評価、まちづくりに係わる委員会 等 <p>※既存機関が委員要件を満足するならば、既存機関そのものを「まちづくり交付金評価委員会」として位置づけ、評価委員会の役割を兼ねさせ、議事において事後評価にかかる審議を行うこともできます。</p> <p>※ただし、その場合には、当該既存機関の設置条例や設置要綱等における設立目的等の条文において、まちづくり交付金の事後評価にかかる審議を行うことができると解釈できる場合に限ります。必ず、設置条例や設置要綱等を確認して下さい。</p>

(2) まちづくり交付金評価委員会の構成

まちづくり交付金評価委員会の委員構成の参考例を示します。実際の人選にあたっては、評価対象地区の地区特性や事業規模等を考慮して、市町村が合理的と判断される範囲で人選を行って下さい。

■表 まちづくり交付金評価委員会の委員構成の例

独自に委員会を設置	【大都市及び近郊】大学教授(政策系)、大学教授(まちづくり系)、NPO法人理事長 計3名 【地方都市】大学教授、建築士、商工会議所、青年会議所 計5名 【地方町村】大学教授、町議会議員、まちづくり協議会、町内会 計4名	
既存機関を活用	既存機関を活用	【大都市及び近郊】市事業評価審議会 【地方都市】都市計画審議会 【地方都市】市住宅政策審議会
	既存機関+学識者	【大都市及び近郊】都市計画審議会 23名+大学教授 2名 計25名 【地方町村】まちづくり協議会(NPO 法人代表、町内会長、商店街等) 13名+大学教授 計14名
	既存機関から人選	【大都市及び近郊】都市計画審議会の委員のうち大学教授の3名だけに委嘱 計3名

なお、既存機関の委員構成の例を示します。学識経験のある有識者、建築士等のまちづくりや行政運営等について知見を有する者、その他、地元関係者や関係機関等の者が参画する委員構成の例として参考にして下さい。

■参考 既存機関の委員構成の例

A 市都市計画審議会の例	
○○大学工学部建築学科 教授	○○青年会議所 理事長
○○大学大学院 講師	都市計画マスタープラン策定委員
○○商工会議所 会頭	市議会議員
○○消費者協会 会長	
B 市公共事業再評価委員会の例	
○○大学経済学部 教授	○○新聞社 社長
○○大学工学部 教授	○○設計事務所 社長
○○商工会議所 事務局長	○○法律事務所 弁護士
○○婦人会連絡協議会 会長	
C 市行政手続審議会の例	
○○大学工学部 教授	○○新聞社 論説委員
○○大学大学院政策科学研究科 教授	株式会社○○ 社長
	○○法律事務所 弁護士

(3) まちづくり交付金評価委員会の設置、運営に関する注意事項

次の点に注意して「まちづくり交付金評価委員会」を設置、運営して下さい。

①委員会の設置上の注意事項

まちづくり交付金評価委員会は、3名以上かつ、必ず学識経験のある有識者を1名は含むことを満足し、さらに、市町村の委員会に関する内部規程に従って設立して下さい。

市町村の内部規程によっては、委員の定数や任期の制限、他の委員会・審議会との兼任の制限、委員会への男女共同参画、市町村職員の委員任命の制限等を定めている場合があります。これらに注意して下さい。

②地方自治法との関係

地方自治法第138条の4第3項では、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として審査会、審議会、調査会等を設置できるとしていますが、まちづくり交付金評価委員会は、そのような位置づけで設置することを想定していません。

ただし、市町村の規程によっては、附属機関に準ずるものと解釈して、市町村長が設置する委員会という扱いを受ける場合があります。

いずれにしても、市町村における委員会設立にかかる規程に従って下さい。

※地方自治法第138条の4第3項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として、自治紛争調停委員、審査会、審議会、調査会その他調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りではない。

③委員会運営上の注意事項

まちづくり交付金評価委員会の公開、議事録の公表等、情報公開については、市町村の規程に従って下さい。

委員会として成立するための定足数等についても、市町村の規程に従って下さい。なお、そのような規程がない場合には、定足数は市町村の任意ですが、欠席者が多い場合、委員会開催の妥当性に疑問が生じる可能性がありますので、注意して下さい。

委員会の回数は複数回でも全く支障ありません。複数回開催することにより、充実した審議が期待できます。

委員会で審議すべき事項が適切に審議されるために想定している会議時間は1.5時間～2時間程度です。既存機関をまちづくり交付金評価委員会として位置づけて実施する場合には、十分な審議時間が確保されるようにして下さい。

会議開催前に地区を現地見学すると、委員全員に共通認識を持つことができ、充実した審議が期待できます。

(4) まちづくり交付金評価委員会の進行及び必要資料

まちづくり交付金評価委員会の主な役割は、「事業評価手続き等にかかる審議」と「今後のまちづくり方策等に係る審議」の2点です。

委員会の議事を円滑に進めるために、下記に推奨する委員会の議事進行及び会議資料の例を示します。また、委員会で審議すべき事項が適切に審議されるために、「まちづくり交付金評価委員会 審議事項チェックシート」【市町村手持ち】を活用して下さい。

■表 推奨する議事進行と会議資料

推奨する議事進行	推奨する会議資料
1. 開 会(事務局)	・議事次第
2. 市町村挨拶(事務局)	
3. 委員紹介(事務局) 必要に応じて座長選出(事務局)	・委員名簿、委員会設置要綱
4. 議 事	
議事1:事後評価制度の概要説明(事務局) ・まちづくり交付金評価委員会の目的等について	・制度概要資料、事後評価実施要領
議事2:当該地区におけるまちづくりの経緯説明(事務局) ・都市再生整備計画の内容、実施した事業内容、地区の変化等について	・都市再生整備計画 ・地区の地図、事業前後の写真等
議事3:事後評価手続き等にかかる審議 【報告】(事務局) ・方法書について ・成果の評価について ・実施過程の評価について ・効果発現要因の整理について ・事後評価原案の公表について 【審議】(座長) →座長の進行により審議及び意見交換、最後に事後評価が適切に実施されたかを確認	・方法書 ・事後評価シート ・指標のバックデータ ※数値の経年データ、アンケート結果等 ・住民参加の開催記録 ・持続的まちづくり体制の団体名等 ・公表方法、公表期間、意見等に関する資料
議事4:今後のまちづくりについて審議 【報告】(事務局) ・今後のまちづくり方策について ・フォローアップ計画について 【審議】(座長) →座長の進行により審議及び意見交換、最後に今後のまちづくり方策について妥当性を確認 ※次期の交付金事業を計画している場合には、「今後のまちづくり方策」の検討と関連して、次期の都市再生整備計画について意見聴取することが望ましい。	・参考となる資料があれば
5. 評価委員会後のスケジュールを報告 【報告】(事務局) ・事後評価シートの最終取りまとめと国への提出、評価結果の公表等、評価委員会後の手続きについて	・今後のスケジュール
6. 閉 会	